

2017-B					
拠出金・基金の名称		国際労働機関拠出金			
種 別		<input checked="" type="checkbox"/> イヤマークのみ <input type="checkbox"/> 一部イヤマーク			
【拠出先の国際機関名】国際労働機関(International Labour Organization(ILO))					
【所管官庁担当局課・室名】外務省国際協力局専門機関室					
【当該任意拠出金の目的・用途等】					
<p>開発途上国等における労働者の基本的な権利確保の促進のための支援を行う国際労働機関(ILO)の事業を通じて、サブサハラ・アフリカにおける人道・テロ対策・社会安定化支援として、急な社会情勢不安により若者の失業率上昇に苦しむガンビアにおいて、若者の雇用創出、職業訓練等の支援を行うとともに、ディーセント・ワークの推進に資する取組(労働安全衛生に関する取組等)を行う。</p>					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千米ドル)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)
平成29年度	110,000	1,000,000		1米ドル=110円	100.0
平成28年度	0	0			
平成27年度	0	0			
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】					
<p>ILOは、労働・生活条件の向上、雇用期間の増進、基本的人権の増強のための国際的な取組を行う機関であり、国際社会の関心が高くかつ支援ニーズの高いサブサハラ・アフリカ地域の労働問題への対応のため、ILOを通じて我が国が支援を行う意義は大きい。また、本事業はSDGs目標8(ディーセント・ワークの推進)等に資するものである。</p> <p>また、ILOは、効率的かつ効果的な事業の実施に努めており、本案件の予算の用途は、真に必要な活動に限定されている。</p>					
【備考】					